第９章　訂正審判（更正）

1. 前書き 1

2. 訂正審判が請求できる時期 1

3.訂正審判に係る事項 1

3.1 請求項の削除 2
3.2 特許請求の範囲の減縮 2
3.3 誤記または誤訳の訂正 3
3.3.1 誤記の訂正 3
3.3.2 誤訳の訂正 4
3.4 不明瞭な記載の釈明 4

4. 公告時の特許請求の範囲の実質的拡大または変更 6

4.1 公告時の特許請求の範囲の実質的拡大についての判断 6
4.2 公告時の特許請求の範囲の実質的変更の判断 8

5.訂正審判の効果 10

6.審査注意事項 10

7.事例 13

7.1 訂正事項の判断 13
7.2 出願時の明細書、特許請求の範囲または図面に開示された範囲を超えているかについての判断 16
7.3 公告時の特許請求の範囲の実質的拡大または変更についての判断 20
7.3.1 出願対象の変更 20
7.3.2 請求項の従属関係を変更 24
7.3.3 明細書または図面の技術的特徴が特許請求の範囲に盛り込まれる .. 37

第九章　訂正審判（更正）

1. 前書き

特許出願の発明は、公告された後に大衆の利益と関連することになり、訂正（更正）が許可された明細書、特許請求の範囲または図面が特許公報に公告された後に、出願日に遡って効力が発生することになるため、特許権者による明細書、特許請求の範囲または図面に対する任意の訂正を容認することで、その享有すべき特許保護の範囲が拡大、変更するとなると、大衆の利益に影響を及ぼしてしまい、特許制度の公平、公正の趣旨に違反することになる。従って、明細書、特許請求の範囲または図面の訂正は、請求項の削除、特許請求の範囲の減縮、誤記または誤訳の訂正、不明瞭な記載の釈明等の事項のみに限って特許主務官庁に訂正審判を請求することができる。

特許権者にとって、明細書、特許請求の範囲または図面の公告後の訂正では、明細書、特許請求の範囲及び図面における間違い、疎漏を排除できるほか、主に、特許権取り消しとなる理由を避けるために特許請求の範囲を限縮することができる。

2. 訂正審判が請求できる時期

特許権者が特許査定された明細書、特許請求の範囲または図面の訂正審判を請求することが可能な時期は以下の通り。

（1）無効審判請求案件の審理期間において、特許権者は答弁、補充答弁の通知、または特許権者へ訂正不可通知への応答期間の 3 つの時期に限り訂正審判を請求することができ、また、通知が送達された後 1 カ月以内に請求すること。延期申請が許可された場合を除き、期限を過ぎて請求した場合、その訂正審判請求は不受理とする。ただし、特許が民事または行政訴訟案件に係属中であれば、無効審判案件の審理期間において訂正審判を請求することができ、前述した 3 つの期間の制限を受けない。

（2）無効審判請求案件に係属しない特許の場合、特許権者は自発的に訂正審判を請求することができる。

3.訂正審判に係る事項

明細書、特許請求の範囲または図面の訂正は、たとえ請求項の削除、特許請求の範囲の減縮、誤記または誤訳の訂正、不明瞭な記載の釈明等の事項のみに

限られているとしても、特許請求の範囲自体について訂正した場合は、一般に、特許権の範囲に変動が生じることになるため、仮に明細書、図面のみについて訂正したとしても、特許請求の範囲に対する解釈が本来とは異なるものとなることから、特許権の範囲に影響を及ぼすことになる。従って、訂正にあたっては、請求項の削除、特許請求の範囲の減縮、誤記の訂正または不明瞭な記載の釈明が出願時の原明細書、特許請求の範囲または図面に開示された範囲を超えてはならず、かつ明細書、特許請求の範囲及び図面が外国語書面で提出された場合にその誤訳の訂正が出願時の外国語書面に開示された範囲を超えてはならないほか、公告時の特許請求の範囲を実質的に拡大または変更してはならない。

出願時の明細書または図面に開示された範囲を超えているかについての判断は、第六章 2.「出願時の明細書、特許請求の範囲または図面に開示された範囲を超えている判断」を参照されたし。

出願時の外国語書面に開示された範囲を超えているかについての判断は、第八章 3.2「中国語書面が外国語書面に開示された範囲を超えているかについての判断」及び 4.2.2.2「誤訳の訂正が外国語書面に開示された範囲を超えていないことについての判断」を参照されたし。

特許査定され公告された特許請求の範囲の実質的拡大または変更についての判断は、本章 4.「特許請求の範囲の実質的拡大または変更」を参照されたし。

以下、3.1、3.2、3.3 及び 3.4 では、特許権者が訂正を主張可能な事項についてのみ説明するが、訂正許可の可否は、依然として専利法第 67 条第 2、3、4 項の規定を満たさなければならない。

3.1 請求項の削除

請求項の削除とは、複数の請求項から一つまたは複数の請求項を削除することである。例えば、先行技術と同一の請求項を削除し、その他の請求項を残すことがそれにあたる。

3.2 特許請求の範囲の減縮

特許請求の範囲が広すぎる場合は減縮すべきである。例えば、明細書において発明をある技術的特徴に限定しているが、特許請求の範囲がそれに対応して限定されていない場合は、特許請求の範囲の限縮によって、明細書と一致させることができる。

特許請求の範囲の訂正理由が仮に「特許請求の範囲の減縮」の事項に合致したとしても、依然として訂正後に出願時の明細書または図面に開示された範囲を超えてはならず、かつ公告時の特許請求の範囲を実質的に拡大または変更してはならないことに注意すべきである。

特許請求の範囲の減縮の事項に属する例示については、第七章 3.1.2「特許請求の範囲の減縮」を参照されたし。

3.3 誤記または誤訳の訂正

3.3.1 誤記の訂正

誤記事項とは、当該発明の所属する技術分野において通常知識を有する者が、外部の書類に頼ることなく、出願時の通常知識に基づいて直接明細書、特許請求の範囲または図面の全体内容及び上下の文言から明らかに間違った内容があることを直ちに察知することができ、熟考を要することなく訂正すべきことや如何に訂正すれば本来の意味を回復できるかを知ることができることを指す。その本来の意味は、明細書、特許請求の範囲または図面にすでに実質的に開示されているもので、解読時に、本来の実質的内容に影響を及ぼすことがないものでなければならない。従って、誤記事項は、訂正後の意味が訂正前のものと同一とならなければならない。例えば、特許明細書、特許請求の範囲または図面における字句、語句、語法の明らかに余計な言葉、遺漏、若しくは間違い、または製版、印刷、文字入力の誤植、または技術用語、測量単位、データ、数量、科学用語、訳語の前後記載の不一致若しくは誤記、または図面の記号、素子符号及び容認される必要な文字注記が明細書の記載と明らかに一致しないこと、または各図面同士の間で明らかに一致せず、間違って描かれていることが挙げられる。

明からな間違いは、技術性質の誤記をも含む。例えば、特許権者が明細書または特許請求の範囲に記載された化学または数学の公式について訂正審判を請求した場合、当該発明の所属する技術分野において通常知識を有する者がその出願時の通常の知識に基づいて本来の記載が明らかに疎漏または間違いでありかつこのような訂正以外に別の方法はないと判断したときは、誤記の訂正と見なすことができる。

明細書、特許請求の範囲または図面の訂正理由が仮に「誤記事項の訂正」の事項に合致したとしても、依然として訂正後に出願時の明細書、特許請求の範囲または図面に開示された範囲を超えてはならず、かつ公告時の特許請求の範囲を実質的に拡大または変更してはならないことに注意すべきである。また、台湾で特許出願する場合は、中国語を使用しなければならず、すでに特許査定された中国語書面の明細書が外国語の明細書または優先権証明書類の内容と一致していない場合は、中国語書面の明細書を根拠としなければならず、外国語書面の明細書または優先権証明書類は、誤記訂正の根拠とすることはできない。

例 1:元の公告された特許請求の範囲において「鉄合金の焼き入れ温度は 700℃～8,000℃である」と記載されているが、鉄が 1,600℃で溶融し、3,000℃で気化

することは当該発明の所属する技術分野において通常知識を有する者の誰もが理解し得るもので、従って、原記載の「鉄合金の焼き入れ温度は 700℃～8,000℃である」ことは、誤記事項に属する。

例 2：原明細書において、ある技術内容は「図 1 に対応するものである」と記載されているが、その内容は、実際には図 1 と一致せず、または全く関係のないものであり、他の図面にも見られないものである。この場合、図 1 の訂正は、誤記事項の訂正に属さない。しかしながら、明らかに別の図面、例えば図 3 に見られるものであれば、明細書に記載された「図 1 に対応するものである」は、誤記事項に属すると認められる。

また、特許請求の範囲の独立項または従属項に二つ以上の句点がある場合は、誤記事項に属すると認められる。しかしながら、明細書若しくは特許請求の範囲の技術内容または図面部分における記載漏れについての補充は、誤記事項の訂正に属しない。

3.3.2 誤訳の訂正

特許出願のために用意すべき明細書、特許請求の範囲及び必要な図面について、出願人は、まず外国語書面を提出し、さらに指定期間内においてその中国語書面を追完することができる。実務上、外国語書面に基づいて翻訳された中国語書面には、時に誤訳がある。中国語書面は、特許主務官庁の審査する際の根拠となるものであるため、誤訳の状況がある場合は、補正の機会を与えるのが適当である。審査中において、専利法第 44 条の規定に基づいて補正することができる。公告され特許権が取得された後、依然として誤訳の状況がある場合も、特許権者に訂正請求の機会を与えるのが適当である。従って、誤訳の訂正は、訂正審判を請求することができる事由である。

しかしながら、明細書、特許請求の範囲または図面の訂正理由は、仮に「誤訳の訂正」の事項に合致したとしても、依然として訂正後に出願時の外国語書面に開示された範囲を超えてはならず、かつ公告時の特許請求の範囲を実質的に拡大または変更してはならないことに注意すべきである。

誤訳の訂正の説明、誤訳の訂正が出願時の外国語書面に開示された範囲を超えているかについての判断、出願人が誤訳の訂正及び一般的な訂正請求を前後してまたは同時に行う際に用意すべき申請書類、審査手順及び適用範囲等の事項は、「第八章　外国語書面による出願の審査」を参照されたし。

3.4 不明瞭な記載の釈明

不明瞭な記載とは、特許公告された明細書、特許請求の範囲または図面に開示された内容に不十分な記述があって、その語意が明確になっていないが、当

該発明の所属する技術分野において通常知識を有する者が、明細書、特許請求の範囲または図面に記載された内容からそれに本来含まれる意味を明らかに理解することができる場合を指し、当該不明瞭な記載について釈明させ、原発明の内容がより明確に理解され誤解が生じないよう、当該不明瞭な事項の訂正を許可することにより本来の意味を明確にすることである。例えば、原明細書において「顕色剤としてのP－ヒドロキシ安息香酸ジフェニルエチルアルコールは一般式の化合物の各具体的実施例の一である」と記載されているが、何がそれより好ましい実施例であるかは明確に開示されていないが、当該発明の所属する技術分野において通常知識を有する者ならば、そのP－ヒドロキシ安息香酸ジフェニルエチルアルコールがより好ましい実施例であることを理解できるため、誤解を招くことのないよう、「顕色剤としてのP－ヒドロキシ安息香酸ジフェニルエチルアルコールは一般式の化合物の効果がより好ましい実施例である」と釈明訂正することができる。また、例えば技術用語の中国語訳名について、その本意を容易に理解しかつ誤解を回避するために外国語の原文用語を注記する必要がある場合は、対応する外国語原文用語を記入することもそれにあたる。

同様に、公告後の特許請求の範囲について、それ自体の記載の意味が不明確（例えば請求項において、使用される温度は「高温」とのみ記載される）であり、またはある請求項自体の記載がその他の請求項と一致せず（例えば技術用語、単位が一致しない）、または特許請求の範囲に記載された特許出願の発明自体は明確であるがその技術内容が精確に限定されていない（例えば特許請求の範囲において管の形状が「非円管」であると記載されており、発明自体からは円管形状の先行技術が明確に排除されている）等の場合は、その不明瞭な事項を訂正することによりその本意を釈明する。例えば上記「高温」の事例では、明細書には高温が1200℃であると限定されていれば、特許請求の範囲に記載された「高温」を1200℃に訂正できる。または、例えば、上記「非円管」の事例では、明細書または図面のいずれにおいても当該非円筒管が楕円形管であると限定されていれば、特許請求の範囲に記載された「非円管」を楕円形管に訂正できる。

また、公告後の特許請求の範囲について、解読しがたい場合、引用形式請求項を独立項に改めることも不明瞭な記載の釈明に属する。

しかしながら、公告後の特許請求の範囲自体の記載が明確で、かつその発明の技術内容が精確に特定されているが、その後、新規性及び進歩性不備の無効審判請求理由に対応するために応答書を提出し、また、その特許出願の発明の新規性及び進歩性はすでに応答における釈明によって完全かつ明確であるものになっていると主張した場合は、このような応答書提出のみの方法は不明瞭な記載の釈明に属さず、新規性及び進歩性の問題解消にもならないため、請求の範囲を縮減する方法をもって訂正書を別途提出するべきである。

仮に明細書、特許請求の範囲または図面の訂正理由が「不明瞭な記載の釈明」の事項に合致したとしても、依然として訂正後に出願時の明細書、特許請求の範囲または図面に開示された範囲を超えてはならず、かつ公告時の特許請求の範囲を実質的に拡大または変更してはならないことに注意すべきである。

4. 公告時の特許請求の範囲の実質的拡大または変更

特許請求の範囲の実質的拡大または変更についての判断は、特許請求の範囲に記載された技術内容を判断基準とする。特許請求の範囲の実質的拡大または変更には、特許請求の範囲の記載の訂正によって、特許請求の範囲が実質的に拡大または変更される状況と、特許請求の範囲がなんら訂正されておらず、明細書または図面の記載のみの訂正によって、特許請求の範囲が実質的に拡大または変更されるとの 2 つの状況が含まれる。

4.1 公告時の特許請求の範囲の実質的拡大についての判断

特許請求の範囲の実質的拡大には、一般的に以下の状況が含まれ、以下の各種の状況で挙げられる訂正の態様は、その訂正の結果、公告時の特許請求の範囲に実質的な拡大がもたらされるものである。

（1）請求項に記載された技術的特徴をより広範な意味の用語に置き換える。

(i) 請求項の下位概念の技術的特徴を上位概念の技術的特徴に訂正する。

仮にその上位概念の技術的特徴が出願時の明細書及び図面に記載されているものであるとしても、訂正された結果、出願時の明細書、特許請求の範囲または図面に開示された範囲を超えていないが、当該上位概念の技術的特徴の意味が本来のものよりも広いため、特許請求の範囲の実質的拡大となる。

(ii) 特許請求の範囲に記載された数値範囲を拡大する。

(iii) 閉鎖形式接続用語で記載されている請求項を開放形式接続用語のものに訂正した場合。

(iv) 特許請求の範囲の構造、材料または動作等の技術的特徴を、対応するミーンズ・プラス・ファンクションまたはステップ・プラス・ファンクションでの表現に訂正した場合は、請求項を解釈するとき、明細書に記載された均等の範囲が導入されてしまい、特許請求の範囲の実質的拡大となる。

逆に、請求項の技術的特徴をミーンズ・プラス・ファンクションまたはステップ・プラス・ファンクションでの表現から、明細書に記載さ

れた当該機能に対応する構造、材料または動作に訂正し、かつ尚も訂正前の請求項の発明の目的を達成することができる場合、特許請求の範囲の実質的拡大または変更とはならない。

(v)誤記の訂正によって特許請求の範囲の実質的拡大となる場合。

以下の事例はいずれも誤記の訂正を訂正事項とする前提のもと、公告時の特許請求の範囲の実質的拡大に該当すると判断したものである。

例えば、公告時の特許請求の範囲において「A は側鎖を有するオレフィン基」と記載されており、特許権者は、それが「A は側鎖を有してもよいオレフィン基」の誤記事項であると主張しているが、出願時の明細書、特許請求の範囲または図面の内容に明らかな間違いまたは異常かつ不合理なところがなく、また、訂正された後にその意味は訂正前よりも広くなり、公告時の特許請求の範囲の実質的拡大となってしまうため、訂正は許可されない。但し、特許権者が出願時の明細書及び特許請求の範囲に記載された「則鎖」が「側鎖」の誤記事項であると主張した場合、出願時の明細書、特許請求の範囲または図面の内容から、その本来の意味が「側鎖」であり、かつ「側鎖」が唯一の解釈であると察知した場合は、「則鎖」が確かに明らかな間違いでありかつ意味をなさず、その訂正が請求項の実質的拡大または変更とはならないため、訂正が許可される。

又、例えば、公告時の特許請求の範囲において、ある光ファイバー材料が「－0.3%の屈折率」を有すると記載されているが、明細書において「－0.3%以上の屈折率」と記載されている場合、たとえ特許権者が公告時の特許請求の範囲の数値が誤記事項であると主張したとしても、出願時の明細書、特許請求の範囲または図面の内容から、請求項に記載された「－0.3%の屈折率」に明らかな間違い又は異常かつ不合理なところは見られず、また、訂正後はその意味が本来よりも広くなり、特許査定され公告された特許請求の範囲を実質的に拡大するものとなってしまうため、訂正は許可されない

（2）請求項の限定条件を減少させる。

請求項の一部の技術的特徴を削除する。

例えば、素子、構造、成分、工程、操作条件、反応条件等の一部の技術的特徴を削除すると、公告された特許請求の範囲に記載された事項は、特許権者がその特許出願の発明を特定するための必要な技術的特徴であることから、一部の技術的特徴が削除された請求項がたとえ出願時の明細書、特許請求の範囲または図面に開示された範囲を超えていなかったとしても、限定条件が減少した結果、特許請求の範囲の実質的拡大となる。

（3）請求項の請求対象を追加する。

(i) 明細書に開示されているが、公告時の特許請求の範囲に含まれていない技術内容（実施形態または実施例を含む）を請求項に追加した場合は、特許請求の範囲の実質的拡大となる。

（ii）請求項の総項数を増加する（但し、多数項を引用する独立項または多数項を従属する従属項が、引用先または従属先の一部請求項の削減で、項に分けてその他の請求項を記載した場合は、請求項の総項数の増加を例外的に許可する）。

（iii）新しい請求項を追加する。

例えば、訂正後には請求項の総項数が増加していないが、訂正後の請求項が訂正前の請求項と対応できない場合。または、訂正後に複数の請求項が訂正前の単一の請求項と対応する場合（但し、上記の態様（ii）においてその他の請求項を項に分けて記載することに属する場合は、複数の請求項が訂正前の単一請求項に対応することを例外的に許可する）。または、特許査定され公告される前に既に削除された請求項を回復させた場合。

(iv) 択一記載形式（またはマーカッシュ形式）の請求項について、明細書に記載された一つの選択肢を請求項に追加した場合。

（4）特許査定前に既に削除されたまたは放棄が声明された技術内容を明細書に復活させる場合。

4.2 公告時の特許請求の範囲の実質的変更の判断

特許請求の範囲の実質的変更には、一般的に以下の場合が含まれ、以下の各種の状況で挙げられる訂正の態様は、その訂正の結果、公告時の特許請求の範囲の実質的な変更がもたらされるものである。

（1）請求項に記載された技術的特徴を反対の意味の用語に置き換える場合。

例えば、訂正前の請求項の技術的特徴について「より大きい」を「より小さい」に訂正する。

（2）請求項の技術的特徴を実質的に異なる意味に変更する場合。

(i)請求項に記載された数値範囲を縮減し、その数値範囲が出願時の明細書又は図面に明確に記載されてはいるが、縮減後の意味が訂正前の請求項の解釈と異なる場合、特許請求の範囲の実質的変更となる。

(ii) 特許請求の範囲は訂正されていないが、明細書または図面が訂正された結果、たとえ出願時の明細書、特許請求の範囲または図面に開示された範囲を超えていなかったとしても、特許請求の範囲の解釈が公告時の特許請求の範囲に含まれる意味と異なる場合。

(iii) 誤訳の訂正によって特許請求の範囲の実質的変更がもたらされる場合。

以下の事例はいずれも誤記の訂正を訂正事項とする前提のもと、公告時の特許請求の範囲の実質的変更に該当すると判断したものである。

例えば、公告時の特許請求の範囲において「1.5%のプロパン、……等からなる気体燃料組成物」と記載されており、特許権者は、そのうちの「プロパン」（propane）が出願時の外国語書面における「propene」（プロペン）の誤訳であるため、「1.5%のプロペン、……等からなる気体燃料組成物」に訂正するよう請求した場合、プロパンが気体燃料の成分として用いられることは、発明の属する技術分野における通常知識であり、出願時の明細書、特許請求の範囲または図面の内容から、明らかな間違い又は異常かつ不合理なところは見られず、且つ訂正後の特許請求の範囲の技術内容を訂正前のものと比較すると、実質的に異なる意味に変更されてしまい、公告時の特許請求の範囲を実質的に変更するものとなってしまうため、訂正は許可されない。

但し、例えば、公告時の特許請求の範囲において「そのうちの樹脂 A はエチレン及びプロパンの共重合体である」と記載されており、特許権者が、そのうちの「プロパン」（propane）が出願時の外国語書面における「propene」（プロペン）の誤訳であり、「そのうちの樹脂 A はエチレン及びプロペンの共重合体である」に訂正するよう請求する場合、当該訂正前後の実質的内容は、まったく異なっているが、「プロパン」（propane）が、アルカン類であり、不飽和結合はなく、共重合反応に用いられることができないことは、発明の属する技術分野における通常知識であることから、公告時の「プロパン」は、確かに明らかな間違いでありかつ意味をなさないものであり、その訂正は、公告時の特許請求の範囲を実質的に拡大または変更するものとはならならいため、訂正は許可される。

(3) 請求項の請求対象を変更する場合。

請求項の発明の範疇を変更した場合。

例えば、物の請求項を方法の請求項に訂正した場合。

(4) 請求項が技術的特徴を導入した後、訂正前の請求項の発明の目的を達成することができない場合。

各請求項の発明の目的の判断は、当該発明が属する技術分野における通常の知識を有する者が、各請求項に記載された発明の全体を対象として、並びに明細書に記載された発明が解決しようとする課題、課題解決の技術手段を斟酌し、及び先行技術の機能と対比して当該発明の具体的な目的を認定するものである。訂正前後の請求項の発明を対比して、訂正後の請求項の発明が訂正前の請求項の発明の目的を達成することができな

い、又は減損させる場合、公告時の特許請求の範囲の変更に該当する。具体的に言えば、訂正前の請求項に記載された特許出願に係る発明を達成できる発明の目的を「甲」とし、訂正後の請求項に記載された特許出願に係る発明を達成できる発明の目的を「乙」とし、訂正後の発明が訂正前の発明の目的「甲」を達成できない、又は減損させる場合、公告時の特許請求の範囲の実質的変更に該当する。

5.訂正審判の効果

明細書、特許請求の範囲または図面の訂正が許可され特許公報に公告された場合は、出願日に遡って効力が発生することになる。

6.審査注意事項

(1) 特許権者は、訂正事項が「請求項の削除」または「特許請求の範囲の減縮」であると主張する場合、実施権者、質権者または共有者全体の同意を得なければ訂正を請求することができない。特許権者による訂正請求が上述した実施権者、質権者または共有者全体による同意が必要な場合は、請求時に実施権者、質権者または共有者全体の同意証明書類を添付しなければならない。

(2) 特許権者は、訂正請求を提出する場合、適用される専利法第 67 条第 1 項の号番号を訂正請求書に明記しなければならない。明細書または特許請求の範囲を訂正する場合は、訂正前及び訂正後の内容を訂正請求書に記載しなければならない。原内容を削除する場合は、削除した文字に取り消し線を引かなければならない。追加内容である場合は、追加された文字に下線を引かなければならない。特許権者が無効審判請求審理期間において訂正を請求する場合は、さらに無効審判請求案件番号を訂正請求書に明記しなければならない。特許権者による訂正請求の原因が不明であり、例えば、明細書、特許請求の範囲または図面の訂正書しか提出されず、訂正の理由及び根拠となる法条が説明されていない場合、通知後も応答されないときは、訂正は受理されない。

(3) 訂正内容が専利法第 67 条第 1 項に規定された事項、即ち請求項の削除、特許請求の範囲の減縮、誤記または誤訳の訂正、不明瞭な記載の釈明等に属さない場合は、訂正は許可してはならない。訂正の内容は、前記事項（誤訳の訂正は含まず）に属するが、訂正理由に記載された訂正事項に誤りがある場合、直接正確な訂正事項をもって審理を進める、又は闡明権を行使して特許権者に通知し確認することができる。例えば特許権者が、訂正が

誤記の訂正であると主張したものの、特許主務官庁の審理の結果、不明瞭な記載の解釈に属するとされた場合、特許主務官庁は、正確な訂正事項に基づいて直接審理、又は闡明権を行使して特許権者に通知し確認することができる。

(4) 特許主務官庁が行う訂正の審理の対象は中国語書面であり、特許権者が外国語書面のみ訂正し、中国語書面の訂正書を同時に提出していない場合は、当該外国語書面には訂正の問題が生じないため、外国語書面の訂正は受理してはならない。但し、明らかな誤記事項に属する場合、特許主務官庁は、外国語書面の訂正請求について、審理の参考として提出することを許可するとの用語で回答することができる。

(5) ジェプソン形式の請求項を構成要件列挙型（一項記載）クレームに書き換える、または構成要件列挙型の請求項をジェプソン形式に書き換える、またはジェプソン形式の請求項のプリアンブルにおける一部の技術的特徴を特徴部分に盛り込むように書き換える、または特徴部分の一部の技術的特徴をプリアンブルに盛り込むように書き換えることは、いずれも不明瞭な記載の釈明であり、特許請求の範囲を実質的に拡大または変更するものとはならない。

(6) 特許権者によって提出された訂正内容について、一部の訂正を許可しない場合、特許主務官庁は、理由を明記し、特許権者に対して指定期間内に改めて訂正審判請求を提出するよう通知しなければならない。期限までに請求内容を改め訂正審判請求されなかった場合は、すべての訂正を許可しないとすべきである。

(7) 特許権者によって提出された明細書、特許請求の範囲または図面の訂正書（頁）は、最新の公告書面（公告版）を比較対照の基礎とすべきであり、訂正が特許請求の範囲に係る場合は、訂正された特許請求の範囲の全文（全文訂正版）を提出しなければならない。明細書または図面のみを訂正する場合は、訂正頁のみを提出することができる。しかしながら、訂正したことによって明細書または図面の頁数が不連続になった場合は、訂正後の明細書または図面の全文を添付しなければならない。

(8) 特許権者が複数回にわたって訂正を請求した場合は、一番直近に提出された訂正版をもって審理すべきである。前後して提出された訂正頁が異なる頁に対する訂正請求である場合は、当該訂正書（頁）が出願時の明細書、特許請求の範囲または図面に開示された範囲を超えているか否か、公告時の特許請求の範囲を実質的に拡大または変更するものであるか否かを判断するために、依然として逐次審理しなければならない。

(9) 特許案件が公告された後、各請求項の項番号及び図面の番号は、変更してはならない。従って、特許請求の範囲が訂正され、例えば一部の請求項が

削除されたとき、その他の請求項の番号を変更してはならない。図面が訂正され、例えば一部の図面が削除されたとき、その他の図面の番号を変更してはならない。多数項を引用する独立項または多数項を従属する従属項に属し、その引用または従属する一部の請求項が削除され、項に分けてその他の請求項が記述されることによって新しい請求項が追加された場合は、公告された最後の請求項の後に、追加される項番号を順次列記しなければならない。

（10）一般に、請求項から先行技術と重なる部分を削除することについて、それらの除外内容は、原明細書、特許請求の範囲または図面から直接かつ一義的に導き出せるものではないため、新規事項の導入に属する。しかしながら、当該重なる部分が削除された結果、請求項の残りの対象について積極的表現方法で明確、簡潔に限定することができない場合、先行技術と重なる部分を排除（disclaimer）する消極的表現方法で記載することができる。この場合、訂正後の請求項に出願時の明細書に開示されていない技術的特徴が表現されるが、例外的に新規事項を盛り込むものではないと見なすことができる。

（11）訂正審判案件審理中、特許権が当然消滅した場合は、依然として審理を続行するとともに、当然消滅した事実を処分書において併せて明記しなければならない。

（12）訂正請求の審理結果は全案とし、一部許可としてはならない。つまり、全ての訂正内容（明細書、特許請求の範囲または図面）について、「訂正許可」または「訂正不可」の審決とし、一部訂正内容について「訂正許可」及び一部訂正内容について「訂正不可」としてはならない（例えば請求項 1 は訂正許可、請求項 3 は訂正不可）。

（13）用途によって物を特定する請求項についての訂正は、権利範囲の解読に混同をもたらさぬよう、2013 年前に登録査定となった用途によって物を特定する請求項の訂正請求した場合、その「用途限定が付された物」の請求項の範囲の解釈には依然として登録査定時の基準が採用され、すなわち当該「用途」はやはり限定作用を有すると見なされるため、当該用途を削除又は変更する訂正は、特許権の範囲の拡大又は実質的変更という状況をもたらす可能性があるため、訂正は許可すべきではない。

（14）原則的に、各請求項の発明の目的の判断とは、当該発明が属する技術分野における通常の知識を有する者が、各請求項に記載された発明の全体を対象として、並びに明細書に記載された発明が解決しようとする課題、課題解決の技術手段及び先行技術と対比した効果を斟酌して当該発明の具体的な目的を認定するものである。しかし、明細書に開示されていないが、直接推察できる場合も、当該請求項の発明の目的として認めることができ

る。

（15）特許権の一部請求項が審理により無効審判請求成立（無効審決）となった場合、行政救済期間における無効審判請求案件について、特許権者は原処分で「無効審判請求不成立（維持審決）」となった請求項についてのみ訂正請求することができる。訂正内容に、すでに「無効審決」となった請求項が含まれている場合、原処分の当該請求項に対する特許権無効の拘束力があることから、特許権者に期限を定めて当該部分の訂正内容を削除し、並びに削除後の全ての特許請求の範囲を送付するよう通知しなければならない。期限までに補正しない場合、その訂正請求は不受理とし、一部訂正の受理はない。

（16）無効審判請求人が無効審判請求を取り下げ、無効審判請求案件の審理と合併された訂正請求について、無効審判請求が取り下げられた事実を通知する際に、特許権者にその訂正請求を引き続き審理するのか取り下げるのかも併せて通知しなければならない。特許権者が引き続き審理続行と回答した場合、当該訂正請求は独立した訂正審判案件として審理を進行する。特許権者が期限を過ぎても意思表示しない場合、無効審判請求案件及び訂正請求の取下げに同意したものと見なす。

7.事例

7.1 訂正事項の判断

例 1. ジェプソン形式の特許請求の範囲の訂正

訂正前の明細書及び特許請求の範囲：

〔発明の名称〕

○○装置

〔特許請求の範囲〕

素子 A、B、C を含む○○装置であって、

A は……（A の内容及び連結関係が具体的に記述される）であり、その改良点は、

B が……（B の内容及び連結関係が具体的に記述される）であり、

C が……（C の内容及び連結関係が具体的に記述される）であることを特徴とする○○装置。

〔明細書〕

……（A、B、C の内容及び連結関係が具体的に記述される）、……。

訂正後の明細書及び特許請求の範囲：

〔発明の名称〕

（同）

〔特許請求の範囲〕

素子 A、B、C を含む○○装置であって、

A は……（A の内容及び連結関係が具体的に記述される）であり、

B は……（B の内容及び連結関係が具体的に記述される）であり、その改良点は、

C が……（C の内容及び連結関係が具体的に記述される）であることを特徴とする○○装置。

〔明細書〕

（同）

〔結論〕

不明瞭な記載の釈明に属する。

〔説明〕

訂正後の請求項は、本来の特徴部分に記載された技術的特徴 B をプリアンブルに変更したものであり、不明瞭な記載の釈明に属する。

例2.引用形式で記載された請求項を独立項に訂正

訂正前の明細書、特許請求の範囲及び図面：

〔発明の名称〕

プラスチック製スノコ

〔特許請求の範囲〕

【請求項1】

一体成形型の上板（111）、脚柱（113）、下板（112）及び管を含むスノコであって、前記管（116）はスノコの中空の通路（115）に密封固定されていることを特徴とする。

【請求項2】

下板を有しない請求項1に記載のプラスチック製スノコ。

〔明細書〕

・・・本創作のプラスチック製スノコは、モジュール射出による一体成形射出で、外型には上下板及び脚柱があり、・・・・、管、棒又は柱状体は中空の通路内に密封固定されることで強度を増し、又は、上述がモジュール射出による一体成形射出で、その外型には上板と脚柱のみを有し、下板を有しない物、・・・。

〔図面〕

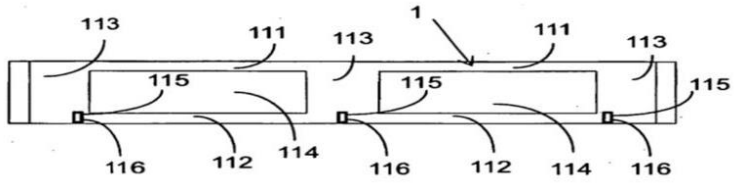

実施例 1

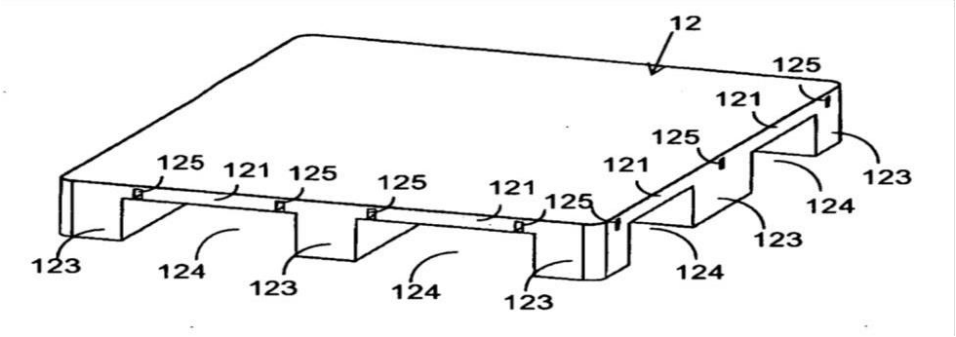

実施例 2

訂正後の明細書、特許請求の範囲及び図面：

〔発明の名称〕

（同）

〔特許請求の範囲〕

【請求項1】

一体成形型の上板（111）、脚柱（113）、下板（112）及び管を含むスノコであって、前記管（116）はスノコの中空の通路（115）に密封固定されていることを特徴とする。

【請求項2】

一体成形型の上板（121）、脚柱（123）及び管からなるプラスチック製スノコで、管（116）がスノコの中空の通路（125）内に密閉固定されているプラスチック製スノコ。

〔明細書〕

（同）

〔図面〕

（同）

〔結論〕

不明瞭な記載の釈明に属する。

〔説明〕

訂正後の請求項2は、本来の引用記載形式の請求項を独立項に書き換えたもので、訂正前の請求項2は引用記載形式で記載されており、形式上従属項と解読されやすいが、それには請求項1の全ての技術的特徴を含んでおらず、実質的には独立項であるべきであることから、それを独立項に書き換えて解読上の困難を回避することができ、不明瞭な記載の釈明に属する。

7.2 出願時の明細書、特許請求の範囲または図面に開示された範囲を超えているかについての判断

例１．明細書、特許請求の範囲又は図面に開示された範囲を超えていない–特許請求の範囲の訂正

訂正前の明細書、特許請求の範囲及び図面：

〔発明の名称〕

凸ブロックを有する半導体装置

〔特許請求の範囲〕

基板（110）、・・・・を含む凸ブロックを有する半導体装置であって、保護層（113）は、前記基板（110）の正面に形成され、前記保護層（113）は少なくとも一つの開口部（114）を有していることから、一部露出している前記ボンドパッド（112）と、少なくとも一つの凸ブロック（120）を有しており、・・・、前記保護層（113）の前記開口部（114）の広さは8μm以下に限定し、・・・。

〔明細書〕

・・・・、当該保護層（113）は少なくとも一つの開口部（114）を有していることで、一部当該ボンドパッド（112）が露出しており、当該開口部（114）の広さは3～8μm以内、長さは40～80μm以内、深さは1～2μm以内である・・・。

〔図面〕

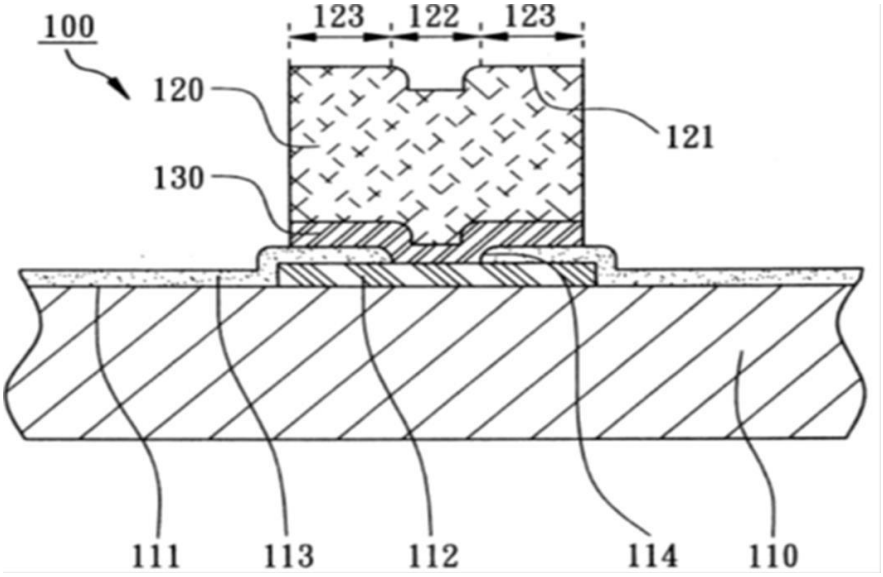

訂正後の明細書、特許請求の範囲及び図面：

〔発明の名称〕

（同）

〔特許請求の範囲〕
基板（110）、・・・・を含む凸ブロックを有する半導体装置であって、保護層（113）は、前記基板（110）の正面に形成され、前記保護層（113）は少なくとも一つの開口部（114）を有していることから、一部露出している前記ボンドパッド（112）と、少なくとも一つの凸ブロック（120）を有しており、・・・、前記保護層（113）の前記開口部（114）は狭長型の溝状であり、広さは8μm以下に限定し、・・・。
〔明細書〕
（同）
〔図面〕
（同）
〔結論〕
出願時の明細書、特許請求の範囲又は図面に開示された範囲を超えていない。
〔説明〕
訂正後の請求項は、本来の請求項の開口部（114）の構造に「狭長型の溝状」という技術的特徴を追加したもので、当該「狭長型の溝状」は出願時の明細書には文言記載が見られないが、明細書の実施例の内容を斟酌すると、当該保護層（113）の開口部（114）の空間形態について、すでにその広さ（3～8μm以内）、長さ（40～80μm以内）、深さ（1～2μm以内）と説明されており、ボンドパッド（112）が一部露出できるよう、当該開口部（114）は狭長型の溝状構造であることが分かり、これは当該発明の属する技術分野における通常の知識を有する者が出願時の明細書、特許請求の範囲、又は図面に記載された事項に基づき直接的かつ一義的に知り得ることができるため、訂正後の請求項が当該保護層（113）の開口部（114）が狭長型の溝状に特定したことは、出願時の明細書、特許請求の範囲又は図面に記載された範囲を超えていない。

例 2. 明細書、特許請求の範囲または図面に開示された範囲を超えている―明細書及び図面の訂正

訂正前の明細書、特許請求の範囲及び図面：

〔発明の名称〕
熱溶接方法
〔特許請求の範囲〕
熱可塑性樹脂基板に円錐孔の突起面を設置して、該突起部分に定着板を嵌めると共に、円錐孔の突起部分の加熱枠に押入して接合することを特徴とする熱溶接方法。
〔明細書〕
……本発明は上記の技術内容を有するため、熱可塑性樹脂基板の円錐孔の

突起部分が軟化され定着板が圧接固着されることで、熱可塑性樹脂基板上の定着板が強固に固定される。

〔図面〕

（加熱枠の突起部分に環状部分は開示されていない）

訂正後の明細書、特許請求の範囲及び図面：

〔発明の名称〕

（同）

〔特許請求の範囲〕

（同）

〔明細書〕

……本発明は上記の技術内容を有するため、熱可塑性樹脂基板の円錐状の突起部分が軟化され定着板を圧接固着されることで、熱可塑性樹脂基板上の定着板が強固に固定される。更に、加熱枠の突起部分の周りに環状部分が設けられ、加熱枠を押圧し突起を変形させることにより、変形形状が均一である効果を有する。

〔図面〕

（加熱枠の突起部分に環状部分が開示されている）

〔結論〕

明細書、特許請求の範囲または図面に開示された範囲を超えている。

〔説明〕

訂正後の明細書及び図面には「加熱枠の突起部分の周りに環状部分が増設されている」技術的特徴が追加されているが、特許請求の範囲は訂正されていない。明細書及び図面に追加された技術的特徴は、出願時の明細書、特許請求の範囲または図面に開示されておらず、当該発明の所属する技術分野において通常知識を有する者が出願時の明細書、特許請求の範囲または図面に記載された事項から直接かつ一義的に導き出せるものでもないため、訂正後に新規事項が盛り込まれ、出願時の明細書、特許請求の範囲または図面に開示された範囲を超えている。

例 3. 明細書、特許請求の範囲または図面に開示されて範囲を超えている—特許請求の範囲及び明細書の訂正

訂正前の明細書及び特許請求の範囲：

〔発明の名称〕

カバー

〔特許請求の範囲〕

表面に太陽電池が敷設されている船舶を被覆するのに用いられ、光透過材からなることを特徴とするカバー。

〔明細書〕

……カバーは、表面に太陽電池が敷設されている船舶を被覆し、太陽電池を風雨から保護し、機能喪失を防止するに用いられ……。

訂正後の明細書及び特許請求の範囲：

〔発明の名称〕

(同)

〔特許請求の範囲〕

表面に太陽電池が敷設されている船舶を被覆するのに用いられ、太陽電池に対応する部分は光透過性材からなり、太陽電池に対応しないその他の部分は光遮断材からなるカバー。

〔明細書〕

……カバーは、表面に太陽電池が敷設されている船舶を被覆し、太陽電池を風雨から保護し、機能喪失を防止するに用いられ、……太陽電池に対応しないその他の部分は遮光性材からなり、船舶を紫外線から保護する……。

〔結論〕

出願時の明細書、特許請求の範囲または図面に開示された範囲を超えている。

〔説明〕

訂正後の請求項及び明細書では、「光透過性材」が「光透過性材」及び「遮光性材」に変更され、訂正後の「遮光性材」という技術的特徴は、出願時の明細書、特許請求の範囲または図面に明確に記載されておらず、当該発明の所属する技術分野において通常知識を有する者が出願時の明細書、特許請求の範囲または図面に記載された事項から直接かつ一義的に導き出せるものでもないため、訂正後に新規事項が盛り込まれ、出願時の明細書、特許請求の範囲または図面に開示された範囲を超えている。

例 4. 明細書、特許請求の範囲または図面に開示された範囲を超えている—特許請求の範囲の訂正

訂正前の明細書及び特許請求の範囲：

〔発明の名称〕

第三級アミンの製造方法

〔特許請求の範囲〕

ヒドロシラン及び有機酸の存在下、第二級アミンを、50～100℃の温度でアルデヒド類化合物と反応させることを特徴とする第三級アミンの製造方法。

〔明細書〕

……本発明は、第三級アミンを製造する新しい有効な方法として、第二級アミン類及びアルデヒド類化合物で第三級アミン類を製造することを提供す

る。この方法における反応は、ルイス酸の存在下、ヒドロシランでアルデヒド類化合物を第二級アミンと反応させ、該ルイス酸は、有機酸であってもよい。

訂正後の明細書及び特許請求の範囲：

〔発明の名称〕

（同）

〔特許請求の範囲〕

ヒドロシラン及び蟻酸の存在下、第二級アミンを、50～100℃の温度でアルデヒド類化合物と反応させることを特徴とする第三級アミンの製造方法。

〔明細書〕

（同）

〔結論〕

出願時の明細書、特許請求の範囲または図面に開示された範囲を超えている。

〔説明〕

訂正後の請求項では、本来の「有機酸」の技術的特徴が「蟻酸」の下位概念の技術的特徴に変更されている。しかしながら、「蟻酸」は、出願時の明細書に明確に記載されているものでもなければ、当該発明の所属する技術分野において通常知識を有する者が出願時の明細書、特許請求の範囲または図面に記載された事項から直接かつ一義的に導き出せるものでもないため、訂正後の請求項は新規事項の導入になり、出願時の明細書、特許請求の範囲または図面に開示された範囲を超えている。逆に、明細書に該「蟻酸」と明確に記載されていれば、当該訂正後の請求項は、出願時の明細書、特許請求の範囲または図面に開示された範囲を超えていない。

7.3 公告時の特許請求の範囲の実質的拡大または変更についての判断

7.3.1 出願対象の変更

例 1. 特許請求の範囲の実質的変更ではない—発明の名称及び特許請求の範囲の訂正（出願対象は変更していない）

訂正前の明細書及び特許請求の範囲：

〔発明の名称〕

界面活性剤組成物

〔特許請求の範囲〕

化合物 A を含むことを特徴とする界面活性剤組成物。

〔明細書〕

……当該界面活性剤組成物は、洗浄剤、乳化剤、分散剤及びその他その界

面活性作用を利用できる一般の情況に用いられ、……また、当該界面活性作用はさらに殺虫剤にも適用できる。

訂正後の明細書及び特許請求の範囲：

〔発明の名称〕

殺虫剤に用いられる界面活性剤組成物

〔特許請求の範囲〕

殺虫剤に用いられ、化合物 A を含むことを特徴とする界面活性剤組成物。

〔明細書〕

（同）

〔結論〕

特許請求の範囲の実質的拡大又は変更とはならない。

〔説明〕

訂正後の請求項及び発明の名称は、本来の「界面活性剤組成物」が、「殺虫剤に用いられる界面活性剤組成物」に限定され、出願時の明細書、特許請求の範囲または図面に開示された範囲を超えておらず、且つ、当該発明が属する技術分野における通常の知識を有する者が、当該界面活性作用が殺虫剤への用途に更に適用されることを明らかに理解できることから、対象名称を殺虫剤に用いられる界面活性剤組成物に訂正することは、誤解を生まず、不明瞭な記載の釈明に属する。2013 年に改正された審査基準の規範によると、物の発明については絶対的新規性の概念が採用されており、訂正後に請求項及び発明の名称を殺虫剤用途をもって界面活性組成物を限定することは、物の目的の描写であるだけで、物自身には影響を生じず、当該用途は限定作用を生じることはなく、訂正後の界面活性剤組成物は物の請求項の用途限定に属し、訂正前の当該組成物の組成を変更しておらず、出願対象も変更していないため、公告時の特許請求の範囲を実質的に拡大又は変更していない。

例 2. 特許請求の範囲の実質的変更となる—発明の名称及び特許請求の範囲の訂正（出願対象の変更）

訂正前の明細書、特許請求の範囲及び図面：

〔発明の名称〕

点検用クリップの絶縁カバー

〔特許請求の範囲〕

すぼまった後端（4）を有し、……中心箇所で枢接される二つのクリップ片（2）（3）を被覆できることを特徴とする点検用クリップの絶縁カバー（1）。

〔図面〕

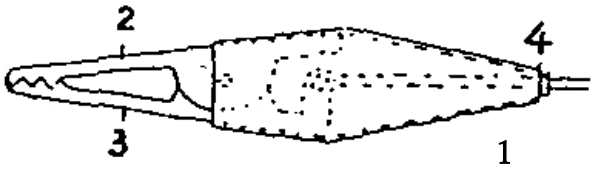

訂正後の明細書、特許請求の範囲及び図面：

〔発明の名称〕

絶縁可能な鰐口型点検用クリップ

〔特許請求の範囲〕

すぼまった後端（4）を有し、……中心箇所で枢接される二つのクリップ片（2）（3）を被覆でき、鰐口型のクリップとしたことを特徴とする絶縁可能な鰐口型点検用クリップ。

〔図面〕

（同）

〔結論〕

特許請求の範囲の実質的変更となる。

〔説明〕

訂正後の発明の名称及び請求項の対象名称は「点検用クリップの絶縁カバー」から「絶縁可能な鰐口型点検用クリップ」に訂正されている。明細書、特許請求の範囲には、「鰐口型点検用クリップ」であることは開示されていないが、図面にはすでに開示されており、当該訂正は、出願時の明細書、特許請求の範囲または図面に開示された範囲を超えていない。しかしながら、訂正後の出願対象「絶縁可能な鰐口型点検用クリップ」と訂正前の出願対象「点検用クリップの絶縁カバー」とは、一つは点検用クリップ、一つは絶縁用カバーであり、両者は明らかに異なる出願対象に属し、訂正後の請求項は出願対象の変更となり、公告時の特許請求の範囲の実質的変更となる。

例 3. 特許請求の範囲の実質的変更となる—特許請求の範囲の訂正（請求項の技術的特徴を実質的に異なる意味に変更する）

訂正前の明細書及び特許請求の範囲：

〔発明の名称〕

温度制御加熱器

〔特許請求の範囲〕

加熱装置、定温装置、タイマー装置を含み、前記加熱装置を一定温度にまで加熱した後一定の温度に保持する・・・（具体的に各要素の間の連結関係を限定）ことを特徴とする温度制御加熱器である。

〔明細書〕

加熱装置、定温装置、タイマー装置及び過熱保護装置を含む温度制御加熱器であって、当該タイマー装置のタイマー終了時に加熱装置の動作を停止させ、並びに対応する警告メッセージを発し、当該過熱保護装置により加熱装置の温度が危険値を超えると当該加熱装置の動作停止を駆動させることで使用者が火傷することを避ける・・・。

訂正後の明細書及び特許請求の範囲：

〔発明の名称〕

（同）

〔特許請求の範囲〕

加熱装置、定温装置、過熱保護装置を含み、前記加熱装置を一定温度にまで加熱した後一定の温度に保持する・・・（具体的に各要素の間の連結関係を限定）ことを特徴とする温度制御加熱器である。

〔明細書〕

（同）

〔結論〕

特許請求の範囲の実質的変更となる。

〔説明〕

訂正後の請求項では、「タイマー装置」という技術的特徴が削除され、明細書に開示された「過熱保護装置」という技術的特徴に置換されている。出願時の明細書、特許請求の範囲または図面に開示された範囲を超えてはいないが、訂正後の請求項の温度制御加熱器は、「加熱装置、定温装置、過熱保護装置」からなり、訂正前の請求項の温度制御加熱器の「加熱装置、定温装置、タイマー装置」からなる構成は、請求項の技術的特徴を実質的に異なる意味に変更したことに属し、訂正後の請求項は出願対象を変更しているため、公告時の特許請求の範囲の実質的変更となる。

例4.特許請求の範囲の実質的変更—特許請求の範囲の訂正（出願対象の変更）

訂正前の明細書及び特許請求の範囲：

〔発明の名称〕

非水溶性モノアゾ染料の製造方法

〔特許請求の範囲〕

ステップ・・・を含む非水溶性モノアゾ染料の製造方法。

訂正後の明細書及び特許請求の範囲：

〔発明の名称〕

（同）

〔特許請求の範囲〕

ステップ・・・を含む非水溶性モノアゾ染料を使用して特定の繊維を染色又は

捺染する方法。
〔結論〕
特許請求の範囲の実質的変更となる。
〔説明〕
訂正後の請求項は原請求項の染料に関する製造方法を、当該染料を使用し特定の繊維を染色又は捺染する方法に変更されており、訂正前の請求項は物の製造方法であり、訂正後の請求項は物の使用方法であり、両者は明らかに異なる対象に属し、訂正後の請求項は出願対象がすでに変更されていることから、公告時の特許請求の範囲の実質的変更となる。

7.3.2 請求項の従属関係を変更

例 1. 特許請求の範囲の実質的変更とならない—特許請求の範囲の訂正（訂正前の発明の目的を達成することができる）

訂正前の明細書、特許請求の範囲及び図面：

〔発明の名称〕
均一ホットスポットの放熱装置
〔特許請求の範囲〕
【請求項 1】
第 1 の放熱体（1）と、第 2 の放熱体（2）と、少なくとも 2 つの熱管（3）とを含み……ことを特徴とする均一ホットスポットの放熱装置。
【請求項 2】
前記第 1 の放熱体と前記第 2 の放熱体との間に、放熱フィンセット（4）が設けられていることを特徴とする請求項 1 に記載の均一ホットスポットの放熱装置。
【請求項 3】
第 1 の放熱体（1）は、熱伝導体（11）に嵌入され、……ことを特徴とする請求項 1 に記載の均一ホットスポットの放熱装置。
〔明細書〕
……第 1 の放熱体（1）と、第 2 の放熱体（2）と、少なくとも 2 つの熱管（3）と含み、前記第 1 の放熱体（1）は、熱伝導体（11）に嵌入され、……熱伝導機能が向上する。第 1 の放熱体と第 2 の放熱体との間に放熱フィンセット（4）が設けられ、……放熱量を均一に拡散させ、放熱機能を達成することができる。
〔図面〕

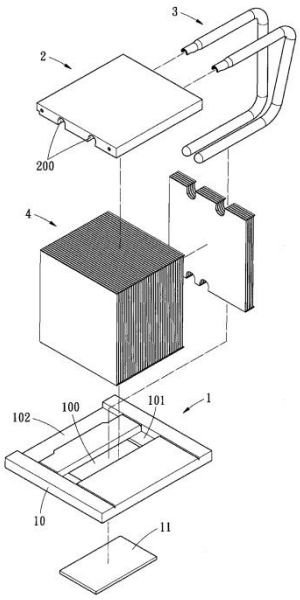

訂正後の明細書、特許請求の範囲及び図面：

〔発明の名称〕

（同）

〔特許請求の範囲〕

【請求項 1】

（削除）第 1 の放熱体（1）と、第 2 の放熱体（2）と、少なくとも 2 つの熱管（3）とを含み……ことを特徴とする均一ホットスポットの放熱装置。

【請求項 2】

前記第 1 の放熱体と前記第 2 の放熱体との間に、放熱フィンセット（4）が設けられていることを特徴とする請求項 1 に記載の均一ホットスポットの放熱装置。

【請求項 3】

第 1 の放熱体（1）は、熱伝導体（11）に嵌入され、……ことを特徴とする請求項 2 に記載の均一ホットスポットの放熱装置。

〔明細書〕

（同）

〔図面〕

（同）

〔結論〕

特許請求の範囲の実質的拡大又は変更とならない。

〔説明〕

請求項 1 を削除する訂正は、請求項の削除に属し、また、請求項 2 は変更なし、請求項 3 を請求項 2 に従属させた。訂正後の請求項 3 は、請求項 2 の従属に変更されたため、「第 1 の放熱体と第 2 の放熱体の間に、放熱フィンセッ

トが設けられている」という技術的特徴が追加され、特許請求の範囲の減縮に属する。訂正後に追加された技術的特徴は、出願時の明細書、特許請求の範囲又は図面に開示された範囲を超えていない。訂正後の請求項 3 の放熱装置には「第 1 の放熱体と第 2 の放熱体の間に、放熱フィンセットが設けられている」という技術的特徴が追加され、下位概念に属さない技術的特徴の導入又は技術的特徴の更なる限定であるが、訂正前の当該請求項 3 の放熱装置が熱伝導と放熱できるという発明の目的を依然として達成することができるため、公告時の特許請求の範囲の実質的拡大又は変更とはならない。

例 2. 特許請求の範囲の実質的変更とはならない—特許請求の範囲の訂正（訂正前の発明の目的を達成することができる）

訂正前の明細書、特許請求の範囲及び図面：

〔発明の名称〕

モップ

〔特許請求の範囲〕

【請求項 1】

中央に貫通孔（11）が設けられた平板状結合座（1）と、平板状結合座（1）に挿設され、回動可能に形成されるベース（21）と平板状結合座（1）上方に突出する枢接体（22）とを有し、T 型に倒れる枢接部材（2）と、……押し当て部材（3）と、下端中央に枢接溝（52）が設けられ、枢接部材(2)の枢接体（22）と係合枢接するジョイント（5）とを含むことを特徴とするモップ。

【請求項 2】

枢接部材（2）の枢接体（22）の中段には、スクリューが挿設されナットと螺合枢接するように、貫通する枢接孔（23）が設けられていることを特徴とする請求項 1 に記載のモップ。

【請求項 3】

前記貫通孔（11）は、下から上へ次第に縮小される 3 段階状となっており、…枢接部材（2）と係合枢接する…を特徴とする請求項 1 に記載のモップ。

〔明細書〕

……、本考案に係るモップは、平板状結合座（1）と枢接部材（2）と押し当て部材（3）とジョイント（5）とを含み、……枢接体（22）は、平板状結合座（1）上方に突出し、頂端に貫通孔が設けられ、中段に枢接孔が貫設され、押し当て部材（3）は、枢接部材（2）内に係合固定され、枢接部材（2）の枢接体（22）は、ジョイント（5）下端の枢接溝（52）内に係合され、ジョイント（5）のスクリュー孔、枢接部材（2）の枢接孔（23)、押し当て部材（3）の縦方向長方形孔をスクリューで貫通しナットと螺合枢接することで、ジョイント（5）が回動及び回転可能となっている。

〔図面〕

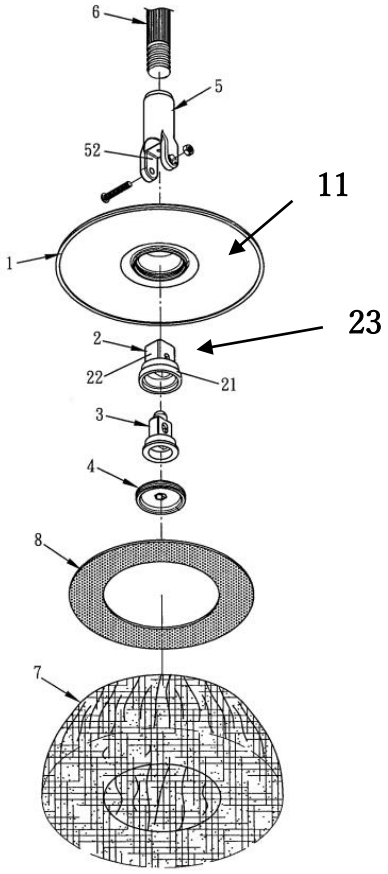

訂正後の明細書、特許請求の範囲及び図面：

〔発明の名称〕

（同）

〔特許請求の範囲〕

【請求項 1】

（削除）中央に貫通孔（11）が設けられた平板状結合座（1）と、平板状結合座（1）に挿設され、回動可能に形成されるベース（21）と平板状結合座（1）上方に突出する枢接体（22）とを有する T 型に倒れる枢接部材（2）と、……押し当て部材（3）と、下端中央に枢接溝（52）が設けられ、枢接部材(2)の枢接体（22）と係合枢接するジョイント（5）とを含むことを特徴とするモップ。

【請求項 2】

枢接部材（2）の枢接体（22）の中段には、スクリューが挿設されナットと螺合枢接するように、貫通する枢接孔（23）が設けられていることを特徴とする請求項 1 に記載のモップ。

【請求項 3】

前記貫通孔（11）は、下から上へ次第に縮小される 3 段階状となっており枢接部材（2）と係合枢接することを特徴とする請求項 2 に記載のモップ。

〔明細書〕

（同）

〔図面〕

（同）

〔結論〕

特許請求の範囲の実質的拡大又は変更とはならない。

〔説明〕

請求項 1 を削除する訂正は、請求項の削除に属する。また、請求項 2 は変更しておらず、請求項 3 は本来請求項 1 の従属であったものを請求項 2 の従属に変更したものである。訂正後の請求項 3 は、請求項 2 の従属に変更され、「枢接体（22）の中段には、スクリューが挿設されナットと螺合枢接するように、貫通する枢接孔（23）が設けられている」という技術的特徴が追加されているため、これは「枢接体（22）」の構造に対するさらなる限定であり、特許請求の範囲の減縮に属する。訂正後に追加された技術的特徴は出願時の明細書においてすでに見られるもので、出願時の明細書、特許請求の範囲又は図面に開示された範囲を超えていない。　訂正後の請求項 3 のモップの構造は、訂正前の当該請求項 3 のモップの構造が回動及び回転できるという発明の目的を依然として達成することができるため、公告時の特許請求の範囲の実質的拡大又は変更とはならない。

例 3. 特許請求の範囲の実質的変更とはならない―特許請求の範囲の訂正（訂正前の発明の目的を達成することができる）

訂正前の明細書、特許請求の範囲及び図面：

〔発明の名称〕

放熱ファンのファンフレームベース

〔特許請求の範囲〕

【請求項 1】

アウタフレーム（30）と、……複数の流れ誘導シート（32）とを含み、前記流れ誘導シート（32）は、風圧を増加し雑音を低減するために、第 1 の曲面（321）と第 2 の曲面（322）とを有することを特徴とする放熱ファンのファンフレームベース。

【請求項 2】

前記流れ誘導シート（32）は、水平底面（323）をさらに有し、前記第 1 の曲面（321）は、第 2 の曲面（322）と曲率が等しくないことを特徴とする請求項 1 に記載のファンフレームベース。

【請求項 3】

流れ誘導シート（32）の材料は、プラスチックまたは金属であり、……・ことを特徴とする請求項 1 に記載のファンフレームベース。

〔明細書〕

……前記ファンフレームベースは、アウタフレーム（30）と、……複数の流れ誘導シート（32）とを含み、……、前記流れ誘導シート（32）の材料は、プラスチックまたは金属であり、風圧を増加し雑音を低減するために、第 1 の曲面（321）、第 2 の曲面（322）、水平底面（323）を有する。

〔図面〕

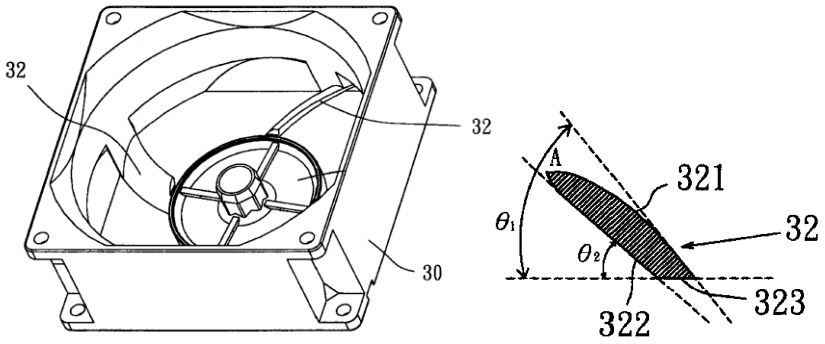

訂正後の明細書、特許請求の範囲及び図面：

〔発明の名称〕

（同）

〔特許請求の範囲〕

【請求項 1】

（削除）アウタフレーム（30）と、……複数の流れ誘導シート（32）とを含み、前記流れ誘導シートは、風圧を増加し、雑音を低減するために、第 1 の曲面（321）と第 2 の曲面（322）とを有することを特徴とする放熱ファンのファンフレームベース。

【請求項 2】

前記流れ誘導シート（32）は、水平底面（323）をさらに有し、前記第 1 の曲面（321）は、第 2 の曲面（322）と曲率が等しくないことを特徴とする請求項 1 に記載のファンフレームベース。

【請求項 3】

流れ誘導シート（32）の材料は、プラスチックまたは金属であり、……・ことを特徴とする請求項 2 に記載のファンフレームベース。

〔明細書〕

（同）

〔図面〕
（同）
〔結論〕
特許請求の範囲の実質的拡大又は変更とはならない。
〔説明〕
請求項 1 を削除する訂正は、請求項の削除に属する。また、請求項 2 は変更されておらず、請求項 3 は本来請求項 1 の従属から請求項 2 の従属に変更したものである。訂正後の請求項 3 は、請求項 2 の従属に変更され、「流れ誘導シート（32）」に「水平底面を有し、前記第 1 の曲面は、前記第 2 の曲面と曲率が等しくない」という技術的特徴が追加されており、特許請求の範囲の減縮に属する。訂正後に追加された技術的特徴は、出願時の明細書においてすでに見られるもので、出願時の明細書、特許請求の範囲又は図面に開示された範囲を超えるものではない。訂正後の請求項 3 のファンフレームベースは訂正前の請求項 3 のファンフレームベースの風圧を増加させ、雑音を低減できるという発明の目的を依然として達成することができるため、公告時の特許請求の範囲の実質的拡大又は変更とはならない。

例 4．特許請求の範囲の実質的変更となる–特許請求の範囲の訂正（訂正前の発明の目的に達成することができない）

訂正前の明細書、特許請求の範囲及び図面：

〔発明の名称〕
飲料ミキサー
〔特許請求の範囲〕
【請求項 1】
飲料調理器の一種で、台座（10）、台座（10）に設置された動力ユニット、動力ユニットにより駆動するカッター部（14）、台座（10）のふちに上向きに一体成型されたミキサーカップ（15）を含み・・・・・・、水・シロップ・調合物、氷をミキサーカップの中に入れると、カッター部（14）の回転により飲料品を調理する飲料ミキサー。
【請求項 2】
更に穿孔（35）のある蓋（30）を含み、前記蓋（30）は台座（10）に設置され且つカッター部（14）の上方を覆っており、前記穿孔（35）の口径は氷の体積より小さいことを特徴とする請求項 1 に記載の飲料ミキサー。
【請求項 3】
前期カッター部（14）に歯状ナイフを具えることを特徴とする請求項 1 に記載の飲料ミキサー。
〔明細書〕

・・・飲料品の調理方法は、ミキサーカップ（15）に水、シロップ、調合物（例：各種紅茶、緑茶、濃縮シロップ...等）及び氷を入れ、撹拌機（40）の動力ユニットを駆動して、歯状ナイフを具えるカッター（14）を回転させ、ミキサーカップ（15）内の食材をカット・粉砕し微粒状（シャーベット）の飲料品に調理する。また、カッター（14）の上方に穿孔（35）のある蓋（30）をかぶせることで、水、シロップ及び調合物は穿孔（35）からカッター部（14）に流入して攪拌できるが、氷は蓋（30）で遮断されカッター部（14）で粉砕されず、氷を含む飲料品を調理し消費者に提供することができる。

〔図面〕

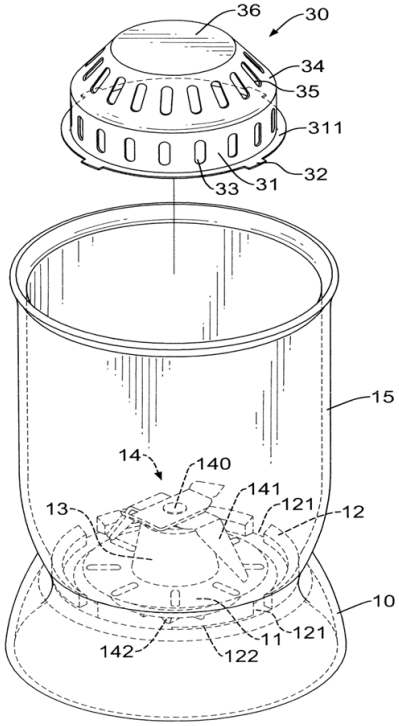

訂正後の明細書、特許請求の範囲及び図面：

〔発明の名称〕

（同）

〔特許請求の範囲〕

【請求項 1】

台座（10）、台座（10）に設置された動力ユニット、動力ユニットにより駆動するカッター部（14）、台座（10）のふちに上向きに一体成型されたミキサーカップ（15）を含み・・・・・、水・シロップ・調合物・氷をミキサーカップ（15）の中に入れると、カッター部（14）の回転により飲料品を調理する飲料ミキサー。

【請求項 2】

更に穿孔（35）のある蓋（30）を含み、前記蓋（30）は台座（10）に設置され且つカッター部（14）の上方を覆っており、前記穿孔（35）の口径は氷の体積より小さいことを特徴とする請求項 1 に記載の飲料ミキサー。

【請求項 3】

前記カッター部（14）に歯状ナイフを具えることを特徴とする請求項 2 に記載の飲料ミキサー。

〔明細書〕

(同)

〔図面〕

(同)

〔結論〕

特許請求の範囲の実質的変更となる。

〔説明〕

訂正後の請求項 1 、2 は変更なし。訂正後の請求項 3 は元々請求項 1 への従属から請求項 2 の従属に変更したため、訂正後の請求項 3 に「更に穿孔のある蓋を含み、前記蓋は台座に設置され且つカッター部の上方を覆っており、前記穿孔口は氷の体積より小さい」という技術的特徴が追加されているため、特許請求の範囲の減縮に属する。しかし、訂正後の請求項 3 の飲料ミキサーは、カッターが蓋で覆われていることから、水、シロップ及び調合物は蓋の穿孔に流入できるが氷は蓋に阻まれカッターで砕けないため、訂正前の請求項 3 のミキサーが微粒状飲料（シャーベット）を調理できるという発明の目的を達成することができず、公告時の特許請求の範囲の実質的変更となる。

例5. 特許請求の範囲の実質的変更となる–特許請求の範囲の訂正（訂正前の発明の目的を達成できない）

訂正前の明細書、特許請求の範囲及び図面：

〔発明の名称〕

ガス給湯器の定温装置

〔特許請求の範囲〕

【請求項 1】

ガス給湯器の定温装置であって、前記給湯器に出入りする水の水温を測り、第一、第二信号を出力することに用いる水温観測回路（14）、第一及び第二信号を受信し、前記信号を処理し、少なくとも一つの制御信号を出力するマイクロプロセッサ（10）、及び制御回路（28）を含み・・・・ことを特徴とするガス給湯器の定温装置。

【請求項2】

さらに高圧振動点火回路（34）で点火する際、直流電源のマイクロプロセッサ（10）又はメモリー回路（16）への提供を停止し、マイクロプロセッサ（10）又はメモリー回路（16）に電源動作がある時、高圧振動点火回路（34）の電源を閉じる電源インターロック回路（32）を含むことを特徴とする請求項1に記載のガス給湯器の定温装置。

【請求項3】

マイクロプロセッサ（10）により出力表示され、給湯器に異常が発生した場合に音声信号がなる、液晶ディスプレイ（LCD）（18）及び警報器回路（30）を含むことを特徴とする請求項 1 に記載のガス給湯器の定温装置。

〔明細書〕

・・・・マイクロプロセッサ（10）により出力表示され警告される LCD ディスプレイ（18）及び警報器回路（30）は、温度設定、出水温度、異常状況、弱電表示、強力空気抽出機ファン、通風表示、水量調整指示に用い、また、点火不良・酸素供給量不足等の情報の全工程制御の警告に用いる。・・・、高圧振動点火時に、電圧が 12KV 以上に達し IC と液晶の機能及び動作に影響がでるため、電源インターロック回路（32）を設置し、高圧点火させる際、まずは IC と液晶等の電源を切り、若し IC と液晶に電源動作がある時は、高圧振動点火回路（34）を閉じ、インターロック保護機能となる・・・。

〔図面〕

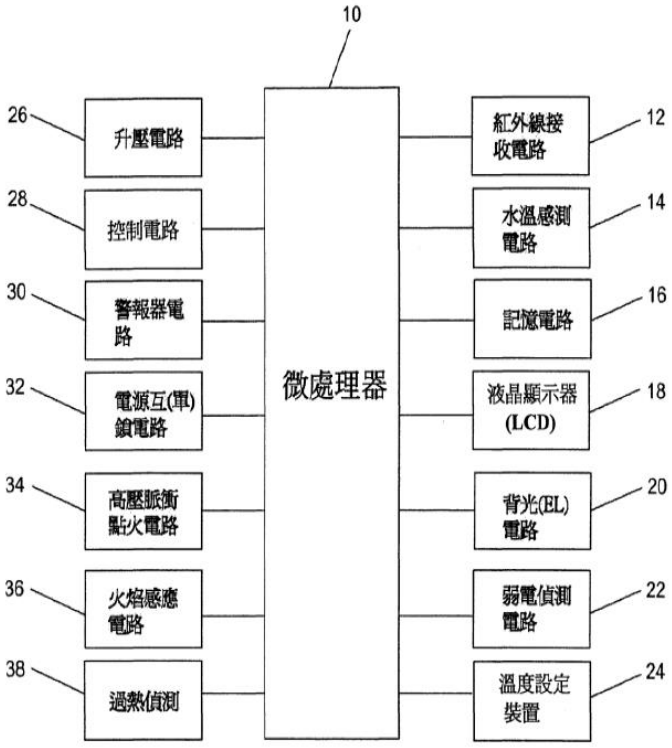

訂正後の明細書、特許請求の範囲及び図面：

〔発明の名称〕

（同）

〔特許請求の範囲〕

【請求項 1】

ガス給湯器の定温装置であって、前記給湯器に出入りする水の水温を測り、第一、第二信号を出力することに用いる観測回路（14）、前記第一及び第二信号を受信し、前記信号を処理し、少なくとも一つの制御信号を出力するマイクロプロセッサ（10）、及び制御回路（28）を含み・・・・ことを特徴とするガス給湯器の定温装置。

【請求項2】

さらに高圧振動点火回路（34）で点火する際、直流電源のマイクロプロセッサ（10）又はメモリー回路（16）への提供を停止し、マイクロプロセッサ（10）又はメモリー回路（16）に電源動作がある時、高圧振動点火回路（34）の電源を切る電源インターロック回路（32）を含むことを特徴とする請求項1に記載のガス給湯器の定温装置。

【請求項3】

マイクロプロセッサ（10）により出力表示され、及び給湯器に異常が発生した場合に音声信号がなる、液晶ディスプレイ（LCD）（18）及び警報器回路（30）を含むことを特徴とする請求項2に記載のガス給湯器の定温装置。

〔明細書〕

（同）

〔図面〕

（同）

〔結論〕

特許請求の範囲の実質的変更となる。

〔説明〕

訂正後の請求項1、2は変更なし。訂正後の請求項3は請求項1の従属から請求項2の従属に変更したため「電源インターロック回路」の関連する技術的特徴が追加され、特許請求の範囲の減縮となるが、当該発明が属する技術分野における通常の知識を有する者にとっては、訂正前の請求項3が液晶ディスプレイ（LCD）（18）及び警報器回路（30）を設置する目的は、ガス給湯器の定温装置の操作時に全工程の情報表示及び異常を警告する制御機能を提供することで、当該ガス給湯器定温装置が安全な状態のもと正常運転できるようにすることにある。いっぽう、訂正後の請求項3のガス給湯器定温装置は「電源インターロック回路」に関連する技術的特徴が追加されたため、当該ガス給湯器定温装置が高圧振動点火の際、マイクロプロセッサへの直流電源の提供を停止

させることで、液晶ディスプレイの表示機能及び警報器の警告機能は給湯器点火時にしばらく喪失することになり、訂正後の請求項3のガス給湯器定温装置は高圧振動点火期間に点火しない又は酸素供給量が不足した際に、インターロック回路のロック作用により、当該異常状況は液晶ディスプレイ及び警報器回路の制御を受けず、訂正前の請求項3のガス給湯器定温装置が全工程表示及び警告するという発明の目的を完全に達成することはできず、公告時の特許請求の範囲の実質的変更となる。

例 6. 特許請求の範囲の実質的変更となる–特許請求の範囲の訂正（訂正前の発明の目的を達成することができない）

訂正前の明細書、特許請求の範囲及び図面：

〔発明の名称〕

電子商取引システム

〔特許請求の範囲〕

【請求項 1】

複数区域の支店情報を保存するセントラル情報システム（41）と、電子商店（2）に設置され、第二通信ネットワークを通じてセントラル情報システム（41）とリンクし、第一通信ネットワークと購買システムを通じて消費者（1）に前記複数区域の支店（5）を選択して付属する取引を行うことができる商品選択購入を提供する購買システム（21）と、複数区域の支店に設置され、第三通信ネットワークを通して前記セントラル情報システムとリンクする支店端末システム（51）を含むことを特徴とする電子商取引システム。

【請求項 2】

前記商品選択購入の後、前記第二通信ネットワークを通じて前記セントラル情報システム（41）から前記複数区域支店（5）の情報を取得し、選択を提供することを特徴とする請求項 1 に記載のシステム。

【請求項 3】

前記複数区域支店（5）の選択には区域支店の指定または指定無し、を含むことを特徴とする請求項 1 に記載のシステム。

〔明細書〕

・・・第一実施例：(1) 商品選択購入：消費者 1 に提供・・・。(2) 区域支店の指定：消費者 1 は購入したい商品を選択後、支払いと商品受取の区域商店 5 を選択する。この時、電子商店 2 の購買システム 21 と本部 4 のセントラル情報システム 41 は、第二通信ネットワーク 212 を通じて互いに接続し、購買システム 21 はセントラル情報システム 41 が提供する区域支店 5 を選択する機能を呼び出し、消費者 1 がある区域支店 5 を選定した後、第一取引に関する資料を打ち出し、当該選定された区域支店 5 に、付属する取引を実施する（223）・・・・。

第二実施例：(1) 商品選択購入：消費者 1 に提供・・・。この時、第一取引の関連資料には今回の取引タイプが記載され、消費者 1 はある区域支店 5 を選定する必要はなく、区域支店 5 を識別するに足る取引関連資料のみを持ち、・・・。(2) 消費者は第一取引の関連資料を持って、区域支店にお金を支払う：消費者 1 がこの領収書（書類）をもって任意の区域支店 5 に行きこの商品を選択購買の付属取引を行い、この時に支払いをする（動作 621）・・・。以上をまとめると、本発明は第一、二実施例で述べるように、当該付属取引（つまり支払い及び商品受取：または支払いのみの動作）を実施するため、消費者が区域支店 5 の支店の指定または指定無しを「自由選択」できるようにするという発明の目的である。

〔図面〕

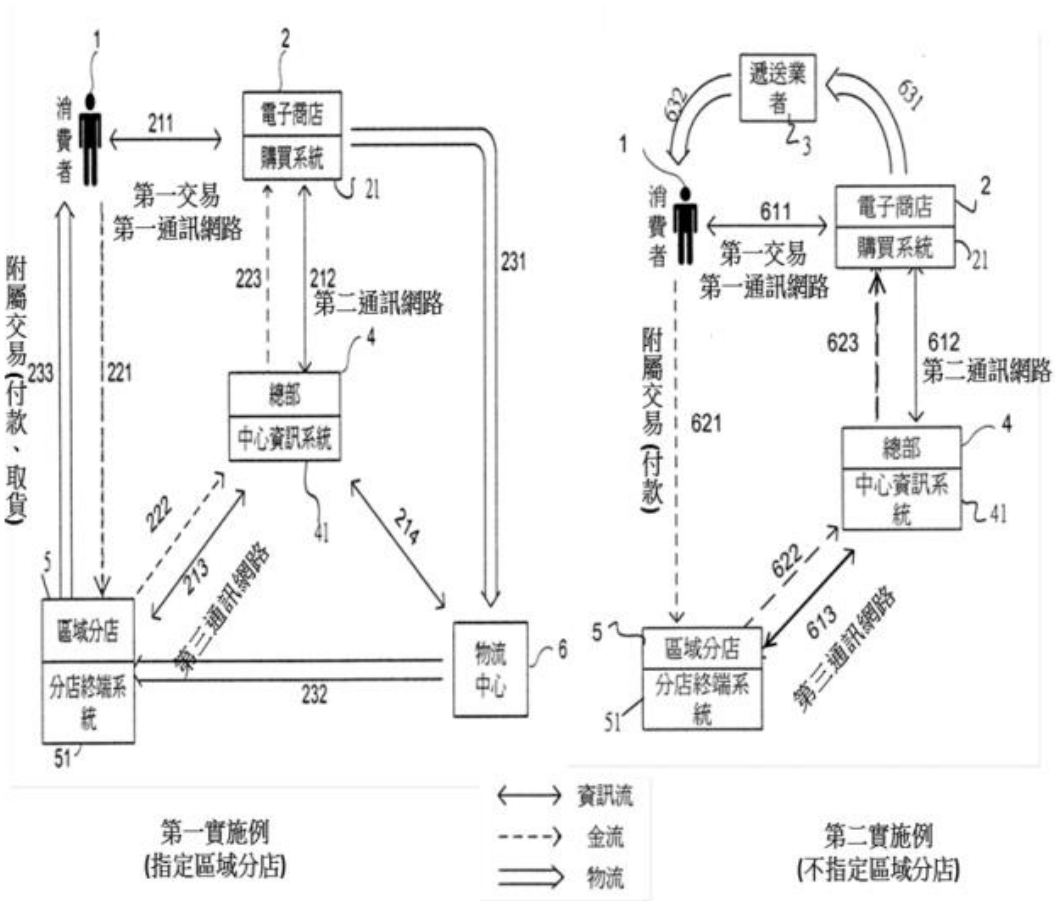

訂正後の明細書、特許請求の範囲及び図面

〔発明の名称〕

(同)

〔特許請求の範囲〕

【請求項 1】

（削除）複数区域の支店情報を保存するセントラル情報システム（41）と、

電子商店（2）に設置され、第二通信ネットワークを通じてセントラル情報システム（41）とリンクし、第一通信ネットワークと購買システムを通じて消費者（1）に前記複数区域の支店（5）を選択して付属する取引を行うことができる商品選択購入を提供する購買システム（21）と、複数区域の支店に設置され、第三通信ネットワークを通して前記セントラル情報システムとリンクする支店端末システム（51）、を含むことを特徴とする電子商取引システム。

【請求項 2】

前記商品選択購入の後、前記第二通信ネットワークを通じて前記セントラル情報システム（41）から前記複数区域支店（5）の情報を取得し、選択を提供することを特徴とする請求項 1 に記載のシステム。

【請求項 3】

前記複数区域支店（5）の選択には区域支店の指定または指定無し、を含むことを特徴とする請求項 2 に記載のシステム。

〔明細書〕

（同）

〔図面〕

（同）

〔結論〕

特許請求の範囲の実質的変更となる。

〔説明〕

請求項 1 を削除する訂正は、請求項の削除に属し、また請求項 2 は変更なし。請求項 3 は請求項 2 に従属させた。訂正後の請求項 3 は「当該選択購買商品は当該第二通信ネットワークを通じて、当該セントラル情報システムにより当該複数区域支店の情報を取得する」という技術的特徴が追加されており、特許請求の範囲の減縮に属する。ただし、訂正後の請求項 3 の電子商取引システムは、消費者が「商品の選択購買」後に購買システムがすでに第二通信ネットワークを通じて、選出の参考になるよう複数区域の支店をダウンロードしたため消費者は「区域支店指定」のモデルの下でのみ取引ができる。選出無し、または指定無しの場合、第一取引の関連資料をプリントアウトできず、選択購買商品の後続する取引は完成しない。故に訂正前の当該請求項 3 の電子商取引システムが「区域支店の指定無し」のモデルの下でも取引を行うことができるという発明の目的を達成できず、公告時の特許請求の範囲の実質的変更となる。

7.3.3 明細書または図面の技術的特徴が特許請求の範囲に盛り込まれる

例 1. 特許請求の範囲の実質的拡大となる—特許請求の範囲の訂正（新規請求項

の追加）

訂正前の明細書及び特許請求の範囲：

〔発明の名称〕

高吸水性樹脂の製造方法

〔特許請求の範囲〕

【請求項 1】

高吸水性樹脂に不活性無機塩粉末を添加する工程と、さらに界面活性剤を添加する工程と、攪拌機内に滞留させておく工程とを少なくとも含むことを特徴とする高吸水性樹脂の製造方法。

〔明細書〕

高吸水性樹脂の製造方法であって、まず、高吸水性樹脂に不活性無機塩粉末を添加し、さらに高吸水性樹脂に単独形態または水溶性形態で界面活性剤を添加する。さらに、攪拌機中で高吸水性樹脂を攪拌し滞留させておく。不活性無機塩粉末の添加量範囲は、0.005～10.0 重量％であり、好ましくは、0.01～4.0 重量％である。……。

訂正後の明細書及び特許請求の範囲：

〔発明の名称〕

（同）

〔特許請求の範囲〕

【請求項 1】

高吸水性樹脂に不活性無機塩粉末を添加する工程と、さらに界面活性剤を添加する工程と、攪拌機内に滞留させておく工程とを少なくとも含み、前記不活性無機塩粉末の添加量範囲は、0.005～10.0 重量％であることを特徴とする高吸水性樹脂の製造方法。

【請求項 2】

前記不活性無機塩粉末の添加量範囲は、0.01～4.0 重量％であることを特徴とする請求項 1 に記載の高吸水性樹脂の製造方法。

〔明細書〕

（同）

〔結論〕

特許請求の範囲の実質的拡大となる。

〔説明〕

訂正後の請求項 1 では、訂正前の請求項 1 に記載された「不活性無機塩粉末」という技術的特徴が、明細書に詳しく記載された「不活性無機塩粉末の添加量範囲は、0.005～10.0 重量％である」という技術的特徴に限定されており、これは、特許請求の範囲の減縮である。訂正後の技術内容はすでに明細書に記載してあり、出願時の明細書、特許請求の範囲または図面に開示され

た範囲を超えていない。訂正後の請求項 1 の樹脂製造方法は、訂正前の請求項 1 の樹脂製造方法が高給水性樹脂を製造できるという発明の目的を依然として達成することができるため、特許請求の範囲の実質的変更とはならない。

訂正後の請求項 2 では、明細書の技術的特徴が導入されているが、請求項 2 は、新規追加された請求項であり、特許請求の範囲の減縮に属さず、しかも訂正後に請求項の総項目数が増加しているため、公告時の特許請求の範囲の実質的拡大となる。

例 2. 特許請求の範囲の実質的変更とならない—特許請求の範囲の訂正（訂正前の発明の目的を達成することができる）

訂正前の明細書、特許請求の範囲及び図面：

〔発明の名称〕

車椅子

〔特許請求の範囲〕

フットレスト（20）が枢設される車椅子（10 ）であって、前記フットレスト（20）は、2 つで一組となり、前記フットレスト(20)の両側には継ぎ合わせ部（21）及び枢転部（22）がそれぞれ設けられ、前記枢転部（22）は、車椅子に枢接され、2 つの前記フットレスト（20）の継ぎ合わせ部は、重畳して継ぎ合わせられていることを特徴とする車椅子。

〔明細書〕

本創作の目的は・・・・車椅子（10）に枢設されたフットレスト（20）は、当該フットレスト（20）が互いに継ぎ合わせられ、座乗者の両足が車椅子に座乗するときに滑り落ちることを回避するとともに、座乗者に広い両足載置空間を提供する車椅子を提供することにある。……車椅子（10）の手すりには、利用者が利用できる枢転・伸縮可能な食卓（30）が設けられている。

〔図面〕

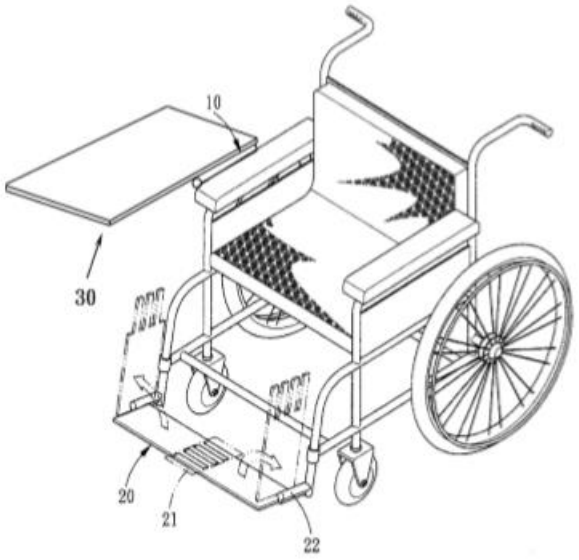

訂正後の明細書、特許請求の範囲及び図面：

〔発明の名称〕

（同）

〔特許請求の範囲〕

フットレスト（20）が枢設される車椅子（10）であって、前記フットレスト（20）は、2 つで一組となり、前記フットレスト(20)の両側には継ぎ合わせ部（21）及び枢転部（22）がそれぞれ設けられ、前記枢転部（22）は、車椅子に枢接され、2 つの前記フットレスト（20）の継ぎ合わせ部は、重畳して継ぎ合わせられ、さらに車椅子の手すりには枢転・伸縮可能な食卓（30）が設けられていることを特徴とする車椅子。

〔明細書〕

（同）

〔図面〕

（同）

〔結論〕

特許請求の範囲の実質的拡大又は変更とならない。

〔説明〕

訂正後の請求項は、明細書にすでに記載された車椅子に関する枢転及び伸縮する食卓（30）を請求項に導入したもので、特許請求の範囲の減縮に属する。訂正後の請求項に追加された技術内容は、すでに明細書に記載されており、出願時の明細書、特許請求の範囲または図面に開示された範囲を超えてはいない。訂正後の請求項の車椅子に「食卓（30）」に関する技術的特徴が追加されたことは、下位概念の技術的特徴又はさらに限定された技術的特徴に属しないものの導入であり、車椅子に伸縮可能な食卓を追加して物を置けるようにするという発明の目的に寄与する他、訂正前の当該請求項の車椅子の

座乗者の両足が車椅子に座乗するときに滑り落ちることを回避するとともに、座乗者に広い両足載置空間を提供するという発明の目的を依然として達成することができるため、公告時の特許請求の範囲の実質的な拡大又は変更とはならない。

例 3. 特許請求の範囲の実質的変更とならない―特許請求の範囲の訂正（訂正前の発明の目的を達成することができる）

訂正前の明細書及び特許請求の範囲：

〔発明の名称〕

CIS 弾性搭載装置を有するプラットフォーム式光学走査装置

〔特許請求の範囲〕

……透明ドキュメントプラットフォームと、……CIS 弾性搭載装置と、……少なくとも 1 つの伝動軸と、……駆動装置とを備えることを特徴とする CIS 型プラットフォーム式光学走査装置。

〔明細書〕

……CIS（コンタクトイメージセンサー：contact image sensor）型プラットフォーム式光学走査装置であって、透明ドキュメントプラットフォームと、CIS 弾性搭載装置と、少なくとも 1 つの伝動軸と、駆動装置とを備えるように構成され、……CIS 型プラットフォーム式光学走査装置の内部構造が簡素化され、ドキュメントを CIS モジュールの被写界深度範囲内に制御し、走査の品質を安定化させることができる。……CIS モジュール側辺または底部の振動時に生じた誤差を吸収するために、弾性搭載装置側辺または底部に弾性素子を付設することもできる。……。

訂正後の明細書及び特許請求の範囲：

〔発明の名称〕

（同）

〔特許請求の範囲〕

……透明ドキュメントプラットフォームと、……CIS 弾性搭載装置と、……少なくとも 1 つの伝動軸と、……駆動装置と、前記搭載装置の側辺に取り付けられ、前記 CIS モジュール側辺の振動時に生じた誤差を吸収するための弾性素子と、を備えることを特徴とする CIS 型プラットフォーム式光学走査装置。

〔明細書〕

（同）

〔結論〕

特許請求の範囲の実質的拡大又は変更とならない。

〔説明〕

訂正後の請求項には「前記搭載装置の側辺に取り付けられ、前記 CIS モジュール側辺の振動時に生じた誤差を吸収するための弾性素子」との技術的特徴が追加され、特許請求の範囲の減縮に属する。関連する記載について、訂正後の技術的特徴はすでに明細書の中に記載されており、出願時の明細書、特許請求の範囲または図面に開示された範囲を超えていない。訂正後の請求項の CIS 型プラットフォーム式光学走査装置には、弾性素子に関する技術的特徴が追加されており、下位概念の技術的特徴又はさらに限定された技術的特徴に属しないものの導入であるが、訂正前の当該請求項の CIS 型プラットフォーム式光学走査装置が走査の品質を安定化させることができるという発明の目的を依然として達成することができるため、公告時の特許請求の範囲の実質的な拡大又は変更とはならない。

例 4. 特許請求の範囲の実質的変更とはならない—特許請求の範囲の訂正（訂正前の発明の目的を達成することができる）

訂正前の明細書及び特許請求の範囲：

〔発明の名称〕

光信号のデュアル伝送システム

〔特許請求の範囲〕

発射源における光発信器によって信号を発射し、光受信器によって受信するデュアル伝送システムであって、前記光受信器は、光導波路で形成される発信区域に位置し、光発信器と一体構成されており、

（a）一体となる素子として光発信器と光受信器とが結合され、

（b）ワンウェイ伝送の信号は、伝送の過程において、光導波路によって信号が案内され、別の伝送方向で止める……、を含むことを特徴とする光信号のデュアル伝送方法。

〔明細書〕

……本発明の優れたところは、その構造として、発光ダイオード（LED）からなる光伝送器が、光ダイオード（photodiode）からなる光受信器の孔に配置されることにある。 発光ダイオードには、GaAs 発光ダイオードまたはバルス（Barus）型の GaAlAs 発光ダイオードが用いられる。光ダイオードは Si フォトダイオード、Ge フォトダイオードを使用することができ、デュアル伝送信号のスパイクパルスと各種ノイズを同時に有効的に抑制できることにおいて、・・・・。

訂正後の明細書及び特許請求の範囲：

〔発明の名称〕

（同）

〔特許請求の範囲〕

発射源における光発信器によって信号を発射し、光受信器によって受信するデュアル伝送システムであって、前記光受信器は、光導波路で形成される発信区域に位置し、光発信器と一体構成されており、

（a）発光ダイオードを光発信器として、光ダイオードを光受信器としてそれぞれ使用し、両者を一体となる素子として結合し、

（b）ワンウェイ伝送の信号は、伝送の過程において、光導波路によって信号が案内され、別の伝送方向で止める……を含むことを特徴とする光信号のデュアル伝送方法。

〔明細書〕

（同）

〔結論〕

特許請求の範囲の実質的拡大又は変更とはならない。

〔説明〕

訂正後の請求項は、訂正前に記載された技術的特徴「光発信器」及び「光受信器」が、それぞれ明細書に明確に記載された「発光ダイオード」及び「光ダイオード」という下位概念の技術的特徴に限定され、特許請求の範囲の減縮に属する。訂正後の技術的特徴は、すでに明細書に記載されており、出願時の明細書、特許請求の範囲または図面に開示された範囲を超えていない。しかも、訂正後の請求項の光信号伝送システムは、発光ダイオード及び光ダイオードによる光信号伝送により、訂正前の当該請求項の光信号をデュアル伝送できるという発明の目的を依然として達成することができるため、公告時の特許請求の範囲の実質的拡大又は変更とはならない。

例 5. 特許請求の範囲の実質的変更とはならない–明細書及び特許請求の範囲の訂正（依然として訂正前の発明の目的を達成することができる）

訂正前の明細書、特許請求の範囲及び図面：

〔発明の名称〕

両開きドアクローザー

〔特許請求の範囲〕

本体シェルと、開口部（42）を有し、前記開口部の溝穴壁部の両向かいにそれぞれラックギア（44、46）を具えるシリンダーロッド（40）と、中心部（52）と伝動歯部（ギヤ）（54）を有し、前記開口部に回転可能に設置された伝動軸（50）とを有する両開きドアクローザー。

〔明細書〕

・・・、シリンダーロッド（40）は筒部内に設置され、スプリング部材のもう一端に取り付けられる。シリンダーロッド（40）の中央には開口部（42）があり、開口部（42）の溝穴壁部の両向かいにそれぞれ第一ギア（44）と第

二ギア（46）を有する。伝動軸（50）は、中心部（52）と伝動歯部（54）を有する。中心部（52）は本体シェルの貫孔を貫きシリンダーロッド（40）の開口部（42）に挿入され、・・・・・。

〔図面〕

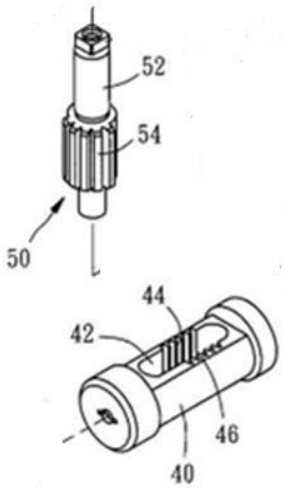

訂正後の明細書、特許請求範囲及び図面：

〔発明の名称〕

(同)

〔特許請求の範囲〕

本体シェルと、長円形の開口部（42）を有し、前記開口部の溝穴壁部の両向かいにそれぞれラックギア（44、46）を具えるシリンダーロッド（40）と、中心部（52）と伝動歯部（ギヤ）（54）を有し、貫孔部に回転可能に設置された円柱形の伝動軸（50）とを有する両開きドアクローザー。

〔明細書〕

・・・、シリンダーロッド（40）は筒部内に設置され、スプリング部材（30）のもう一端に取り付けられる。シリンダーロッド（40）の中央には長円形の開口部（42）があり、開口部（42）の溝穴壁部の両向かいにそれぞれ第一ギア（44）と第二ギア（46）を有する。円柱形の伝動軸（50）は、中心部（52）と伝動歯部（54）を有する。中心部（52）は本体シェル（20）の貫孔を貫きシリンダーロッド（40）長円形の開口部（42）に挿入され・・・。

〔図面〕

(同)

〔結論〕

特許請求の範囲の実質的拡大又は変更とはならない。

〔説明〕

訂正後の明細書は図面に開示された開口部（42）及び伝動軸（50）の形状を文字で描写したもので、不明瞭な記載の釈明に属し、出願時の明細書と特許請求の範囲または図面に開示された範囲を超えない。

また、訂正後の請求項で、開口部（42）を長円形と特定し、伝動軸（50）は円柱形と特定したことは、訂正後の明細書の内容の導入であり、且つ特許請求の範囲の減縮に属する。訂正後に追加した技術内容はすでに明細書に記載されており、出願時の明細書、特許請求の範囲または図面に開示された範囲を超えない。また訂正後の請求項の両開きドアクローザーは依然として訂正前の当該請求項の両開きドアクローザーがドアクローザーとドアオープナーの方向を相互に合わせる発明の目的を達成することができることから、公告時の特許請求の範囲の実質的拡大又は変更とはならない。

例 6. 特許請求の範囲の実質的変更となる–特許請求の範囲の訂正（訂正前の発明の目的を達成できない）

訂正前の明細書、特許請求の範囲及び図面：

〔発明の名称〕

飲料用ミキサー

〔特許請求の範囲〕

台座（10）、台座（10）に設置された動力ユニット、動力ユニットにより駆動するカッター部（14）、台座（10）のふちに上向きに一体成型されたミキサーカップ（15）を含み・・・・・、水・シロップ・調合物・氷をミキサーカップ（15）の中に入れ、カッター部（14）の回転により飲料品を調理する飲料ミキサー。

〔明細書〕

・・・飲料品の調理方法は、ミキサーカップ（15）に水、シロップ、調合物（例：各種紅茶、緑茶、濃縮シロップ・・・等）及び氷を入れ、攪拌機（40）の動力ユニットを駆動して、カッター（14）を回転させ、ミキサーカップ（15）内の食材をカット・粉砕し微粒状（シャーベット）の飲料品に調理する。また、カッター（14）の上方に穿孔（35）のある蓋（30）をかぶせることで、水、シロップ及び調合物は穿孔（35）からカッター部（14）に流入でき攪拌されるが、氷は蓋（30）で遮断されカッター部（14）で粉砕されず、氷を含む飲料品を調理し消費者に提供することができる。

〔図面〕

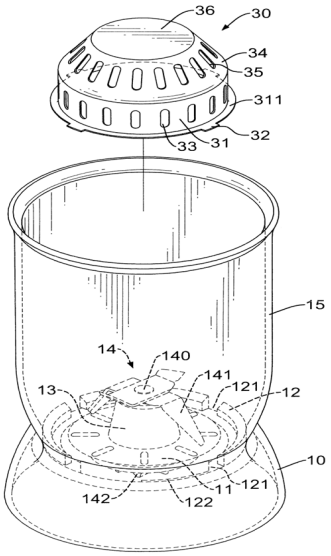

訂正後の明細書、特許請求の範囲及び図面：

〔発明の名称〕

（同）

〔特許請求の範囲〕

台座（10）、台座（10）に設置された動力ユニット、動力ユニットにより駆動するカッター部（14）、台座（10）のふちに上向きに一体成型されたミキサーカップ（15）、台座（10）に設置され、カッター部（14）の上方をふさぐための穿孔（35）のある蓋（30）含み、前記穿孔の口径は氷の体積より小さく　・・・・・、水・シロップ・調合物・氷をミキサーカップ（15）の中に入れると、カッター部（14）の回転により飲料品を調理する飲料ミキサー。

〔明細書〕

（同）

〔図面〕

（同）

〔結論〕

特許請求の範囲の実質的変更をもたらす。

〔説明〕

訂正後の請求項は、明細書又は図面の内容を導入したもので、「台座に設置され、カッター部の上方をふさぐための穿孔のある蓋含み、前記穿孔の口径は氷の体積より小さい」という技術的特徴が追加されるが、訂正後の請求項の飲料用ミキサーは、カッター部が蓋をかぶせられることで水・シロップ・調合物が蓋の穿孔から流入できるが、氷は蓋に阻まれミキサーカッターで砕かれない。そのため訂正後の請求項のミキサーは氷を含む飲料品を調理し、訂正前の当該請求項のミキサーが微粒状飲料品（シャーベット）を調理でき

るという発明の目的を達成することができず、公告時の特許請求の範囲の実質的変更をもたらす。